

第 3 5 号議案

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、臨時的任用職員の特別休暇に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項を次のように改める。

教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

（1） 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

（2） 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。